



手づくりマスクで震災被災地を応援！ ～ 3.11 震災支援 マスカーズ ～

「マスカーズ」は、11 人の有志で立体マスクを手作りし、販売しているグループです。販売収益の一部を、被災した子どもたちの将来に少しでも役立てられたら、という想いで「あしなが育英会・津波遺児支援金」に寄付する活動を 2012 年から続けています。



「ママ友」が集まってマスクの制作を行っています

「ママ友」が集まってマスクの制作を行っています。子どもも大人も、種類豊富なマスクが人気です。

特徴もバリエーションも豊富なマスク
「立体マスク」は商
品としてはすでにありましたが、佐津さんたちが作るマスクの特徴は、立体縫製なので真ん中に縫い目が無く、呼吸がしやすいこと。また、長時間使用しても耳の後ろが痛くなりなく、柔らかいゴムを使用しているのもポイントです。
女性の方には、従来のマスクでは化粧がくずれる時もありましたが、立体マスクではそれが少ないと好評です。

震災後、原発事故による様々な影響が心配されていたので、ご主人や友だち、佐津さん自身にとって身を守るアイテムとしてマスクを作りたいたと日々考えていました。その頃出会った、福島県から母子避難で和歌山に来ていたママ友達と、和歌山のママ友達に相談し、試行錯誤の末にできたのが「立体マスク」でした。

試行錯誤の末生まれた「立体マスク」
「マスカーズ」代表の佐津さんは、和歌山市出身ですが、ご主人の仕事の関係で福島県郡山市に住んでいる時に東日本大震災で被災しました。ご自身とお子さん 2 人は実家がある和歌山に避難しましたが、震災後も福島県に住むご主人に会いに行くたびに、少し感じるものがあつたといま



立体縫製のため、呼吸がしやすいのがポイント



型紙と多彩な柄のサンプル

バッグ、ネクタイ、エプロン等も販売しています。店舗はもっていませんが、チャリティイベント「19 マルシェ」を主催し、活動に賛同してくれるハン ドメイド作家さんたち

とカフェなどでコラボ販売もしています。直近では 7 月 15 日 10 時から 14 時まで、和歌山市平井のオーブストリート前のカフェ「TESS AI」にて開催します。詳細はフェイスブック

で「19 マルシェ」と検索してください。今後もマスカーズは東日本震災で被災した子育てママと、この活動に賛同してくれた和歌山の子育てママと共に、一つひとつ心を込めて作る立体マスクで支援活動を続けま す。(K・H)

みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

●女性の働くを支援します～女性のための職業相談
女性特有の就業に関する悩み事に対応します。
日時 毎週土曜日(祝日除く) 10:00～18:00
場所 ジョブカフェわかやま
内容 相談時間は 1 人あたり 50 分が目安。予約優先です。できるだけ予約をして下さい。
相談料 無料
問い合わせ・申し込み ジョブカフェわかやま (073-402-5757 メール jobwaka@npo-cfa.com)

を通じて得た経験談などを通じて、障がいがあるということについてより理解を深めてもらえるセミナーです。
日程 7 月 9 日 (土) 14:00～15:30
場所 有田振興局(湯浅町)
講師 松上京子さん
参加費 無料(申し込み必要)
問い合わせ・申し込み 公益財団法人和歌山県民文化センター (073-435-5420 FAX 073-435-5421 メール seminar@w-jinken.jp)

●スマイルボランティア & お笑い福祉士情報交換会
「スマイルボランティア」お笑い福祉士に興味のある方の情報交換会。初心者も歓迎。
日時 毎月第 1 金曜日 19:00～21:00
場所 和歌山市ふれ愛センター
参加費 無料
問い合わせ わかやま楽落会 (090-2100-8263、メール nope930@gmail.com)

●第 44 回和歌山県新人演奏会
次代の和歌山の音楽文化を担う優れた若人達を広く紹介するクラシックコンサート。4 月 29 日に開催されたオーディションに合格した 10 名が演奏を披露します。
日程 7 月 9 日 (土) 13:00～
場所 和歌山県民文化会館
入場料 1000 円(申し込み必要)
主催・申し込み 和歌山県民文化会館 (073-436-1331 FAX 073-436-1335、郵送の場合は 〒640-8269 和歌山市小松原通 1-1 和歌山県民文化会館まで)
備考 未就学児は入場不可

●公開講座「車椅子から青空が見える」
障がいがありながらもアクティブな日々を過ごされている講師をお招きし、スポーツ活動

このほかの情報もたくさん掲載！「わかやまイベントボード」URL
PC 版 http://eventboard.shiminjuku.jp/
携帯電話版 http://eventboard.shiminjuku.jp/m/

NPO 紙上講座 (35) NPO 法人をつくろう！⑬

A NPO 法人の解散が最近増えているんだって？
B 和歌山県の認証法人ではこれまでに 86 の法人、全国では 12,000 あまりの法人が解散しているんだ。これは、現在存在している NPO 法人の 20% 強にあたる。
A 20% という割合が多いかどうかはわからないけど、どういった理由で解散するの？
B NPO 法の上では、
①社員総会での解散の決議
②定款で定めた解散事由の発生
③目的とする特定非営利活動の成功の不能
④社員の欠亡 ⑤合併 ⑥破産
⑦所轄庁による設立認証の取り消し
…などが解散の理由として規定されているんだけど、内閣府の集計では、①が全体の 3/4 弱を占めていて、次いで⑦が 1/4 弱、ほかはいずれもごく少数にとどまっている。ちなみに和歌山県はいずれも①となっていて、認証の取り消しはまだ 1 件もないんだ。

A ほとんどが総会で解散を議決してるのか…。どういう事情が多いんだろう？
B 詳しくは内閣府などでも把握できていないけど、聞く範囲では、構成員の高齢化や減少ともなって活動を継続するのが困難になった、とか、運営費用が枯渇して活動できなくなった、とか、当初想定していた事業ができなくなった、とかそういう事情が多いようだ。ただ、少し前までは、解散したくてもできない、という事情もあったんだよ。
A それってどういうことなの？
B NPO 法人を解散する場合には、「官報」というものに公告を出さないといけないんだ。過去の規定では公告は 3 回掲載することが求められていたんだけど、公告は 1 文字いくら、といった具合にお金がかかるんだ。一般に NPO 法人が解散の公告を掲載するには 3 万円程度の費用がかかるといわれている。これが 3 回だと 10 万円程度かかってくることになる。運営が苦しくなって解散する法人が多いのに、解散に 10 万円かかるとなるとその費用を捻出でき

ないということで、解散をためらうケースがあったと言われていたんだ。
A 確かにそうだよ。活動の継続が難しいっていうのは多くは金銭面で苦しいっていうことだもんね。
B かつては官報への掲載は義務付けられていなかったの、もともとそこまでの想定をしていなかったという事例もありそうだ。
A で、今はどうなってるの？
B 今も官報への掲載は必要だけど、回数は 1 回以上に緩和されていて、3 万円くらいならみんな出合せて工面できる額、っていうことで回数の緩和後に解散が増えたようなんだ。
A まあ、確かにこれから活動しようと NPO 法人を設立するときから既に解散のことを考えることはあんまりないよねえ…。
B そうなんだけど、NPO 法人は解散時は清算人の選定と登記、債務がある場合は債権回収、残余財産がある場合は譲渡先の選定(譲渡先は法律で制限されている)などの実務も発生する。設立よりも解散の手間が煩雑だ、という認識も必要かもしれないね。